(4) 後発事象会計基準

企業会計基準41号「後発事象に関する会計基準」(以下、「後発事象会計基準」という)は、後発事象の定義、会計処理および開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、原則として、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針1号「後発事象に関する監査上の取扱い」(以下、「監基報560実1」という)で示されている会計に関する内容を踏襲して移管することを基本的な方針として開発された。後発事象会計基準は2027年4月1日以後開始する年度の期首から適用することとされ(後発事象会計基準13項)、早期適用の定めは設けられていない。

未適用の会計基準等の注記として後発事象会計基準について記載している事例は、分析対象会社(189社)のうち69社(36・5%)であった。わが国では、これまで後発事象に関する取扱いを定めた包括的な会計基準はなく、監基報560実1を参考に実務が行われていた。前述のとおり、後発事象会計基準は監基報560実1で示されている会計に関する内容を基本的に踏襲していることから、後発事象会計基準の適用による実務への影響は大きくはないと考えられる。このため、記載を行っている会社が多くなかったと推測される。

(5) その他の会計基準等

2026年3月期決算の上場会社2,178社を対象に、その他の会計基準等に係る未適用の会計基準等の注記の記載状況を分析した。分析の結果、未適用の会計基準等の注記として実務対応報告47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」を記載している会社が3社、企業会計基準37号「期中財務諸表に関する会計基準」等を記載している会社が1社、実務対応報告48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」を記載している会社が4社であった。なお、詳細な分析は割愛している。

第3章
有報の非財務情報における開示内容の分析

2年目の重要な契約等、人的資本
重要な契約等に係る2年目の開示分析

(1) 解説

2023年12月22日に令和5年内閣府令81号「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(以下、「令和5年内閣府令81号」という)が公布され、有報の「事業の状況」における開示項目が「経営上の重要な契約等」から「重要な契約等」に変更されるとともに、重要な契約について新たに次の開示が求められることになった。

- ■企業・株主間のガバナンスに関する合意(以下、「ガバナンスに関する合意」という)
- ■企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意(以下、「株式の処分・買増し等に関する合意」という)
- ■金銭消費貸借契約と社債に付される財務上の特約(以下、「財務上の特約」という)

当該改正は、2024年4月1日に施行され、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用されている。ただし、施行日(2024年4月1日)前に締結された契約については、2026年3月31日以後に終了する事業年度に係